

令和元年第2回定例会

企画産業常任委員会  
会 議 録

期日：令和元年6月10日（月）

場所：第1委員会室

# 大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 令和元年6月10日（月曜日） 午後1時25分 ～ 午後3時14分

会 場 第1委員会室

出席議員（6人）

6番 秩父博樹	8番 富岡喜芳	17番 児玉裕一
21番 渡邊秀俊	25番 鎌田正	27番 橋村誠

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企画部長	福原勝人	総合政策課長	加賀貢規
総合政策課主幹	新田雅昭	総合政策課主査	小笠原潤
まちづくり課長	田口美和子	まちづくり課参事	山信田恭弘
まちづくり課主幹	高山知洋	まちづくり課主査	佐々木彰人
西仙北支所地域活性化推進室主幹	遠藤隆伸		
農林部長	福田浩	農林部次長兼農業振興課長	渡辺重美
農林整備課長	斎藤秋彦	農林整備課主幹	佐々木直樹
農林整備課主査	新田知幸		
経済産業部長	高橋正人	経済産業部次長兼企業商工課長	小松正美
企業商工課参事	小松江利子	観光課長	鈴木正人
観光課参事	山崎兼人	交流課長	高橋進
観光課副主幹	今野幸喜		

議会事務局職員出席者

副主幹	佐藤和人
-----	------

## 審査案件

- 1 議案第70号 大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 議案第71号 大仙市森林環境譲与税基金条例の制定について
  - 3 議案第75号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
  - 4 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
  - 5 委員派遣の承認要求について
- 

### 午後1時25分 開 会

○委員長（秩父博樹） お疲れ様でございます。

本日は、ご多用中のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

午前中は、魅力発見住宅、四ツ屋の方、現場、大変に皆さんお疲れ様でした。

初めての取り組みというところで、上手くいけばいいなという思いもあります。そういった中で、大仙市の全体を良くする方向でいうと、本当に一部の政策ではあると思いますが、そういう政策の積み重ねが大仙市全体として、どうなっていくかという方向付けになっていくと思いますので、今日現場の方に行かれた我々議員もそれぞれの立ち位置で、こういうの大仙市でやっているんだよというのを発信しながら、また当局の皆さんにはそれにさらに工夫加えていただきながら、やってみないと分からないところあると思いますけど、どうか今後ともご対応の方お願いしたいと思います。

それでは只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

今次定例会の委員会審査の日程につきましては、お手元に配付の日程表にしたがって審査してまいります。課ごとに説明終了後に質疑を行い、討論・表決につきましては、一括で行うことといたします。正確な会議録作成のため発言の際は、挙手の上マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（秩父博樹） はじめに、企画部長より挨拶があります。福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 午前中は所管事務調査で魅力体験住宅をご視察いただきまして、誠にありがとうございました。

今次定例会でご審議をお願いいたします企画部関係の案件は、総合政策課並びにまちづくり課所管の一般会計補正予算案であります。どうか、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、J A秋田おばこが運営するショートステイ「やすらぎ」の事業譲渡について、1点ご報告申し上げます。

この度、J A秋田おばこから大曲厚生医療センターに隣接するショートステイ「やすらぎ」につきまして、株式会社ファーマックスに事業譲渡を行う方針だということで、市の方に協議がございました。J A秋田おばこによりますと、この度の事業譲渡は先般からの米穀事業問題の影響に伴う経営改善の一環として行うものであるということで、施設設備を含めた介護事業のすべてを譲渡するという内容であります。ご承知のとおりショートステイ「やすらぎ」は、市街地再開発事業の中で整備された施設でありまして、その敷地につきましては、市が羽後交通から借り受けまして、さらにJ A秋田おばこに転貸しているというかたちを取らせていただいております。この点につきましては、平成25年7月の議員全員協議会でご説明させていただいております。市といたしましては、現行どおり医療・福祉・健康等の機能連携が維持できるほか、譲渡先である株式会社ファーマックスは、J A秋田厚生連の関連会社でもございます。これまで以上のサービスが期待できること、また既存の雇用者もそのまま引き継ぐという予定でありますので、今般の事業譲渡は妥当であろうということで、敷地の転貸についてもそのまま継続する方向で考えているところでございます。このため、今後、市と羽後交通とのあいだで協議が必要となるものでありますが、利用者にご不便おかけすることなく円滑に事業譲渡が行われるよう、市といたしましてもバックアップしてまいりたいというふうに考えております。

なお、本件につきましては、今月の27日に開催いたしますJ A秋田おばこの総代会において、正式に法人としての意思決定がなされる予定とおりますので、それまではどうか外部への情報提供をご遠慮いただきたく、お願いを申し上げます。なお、総代会での議決が成された際には、その日のうちに全議員の皆様にはただいま申し上げました内容をファクシミリでお送りする予定としておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご報告いたします。本日はどうかよろしく願いいたします。

---

○委員長（秩父博樹） ありがとうございます。

それでは、議案審議に入ります。

議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。加賀総合政策課長。

○総合政策課長(加賀貢規) 総合政策課の加賀です。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに同席職員のご紹介をさせていただきます。

主幹の新田でございます。

主査の小笠原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第75号「令和元年度大仙市補正予算(第2号)」のうち、総合政策課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2「令和元年度大仙市一般会計補正予算書」の10ページ目をご覧くださいと思います。

また、資料ナンバー2の1「主な事業説明書」の3ページ目を併せてご覧くださいと存じます。

歳出2款1項11目25事業「ぐるっと大仙デジタル・スタンプラリー関連経費」につきましては、シティ・プロモーションの一環として、新たに企画いたしましたデジタル・スタンプラリー事業の実施に係る経費として、271万4千円の補正をお願いするものでございます。

本事業につきましては、各地域にあります文化財や史跡、自然、祭り、花火、温泉、酒蔵、商店街などの地域資源を最大限に活用し、交流人口の拡大と地域の活性化、大仙ファンの獲得などを旨とするものでございます。

大仙市には、ご案内のとおり「大曲の花火」以外にも、たくさんの魅力ある地域資源がございますので、本事業の実施により、多くの皆様から市内を巡っていただき、その魅力に直接触れていただいた上で、そういった機会を創出したいというふうに考えてございます。

また、参加者の皆様から、間接的に市の「PR大使」となっていただき、今や大きな情報発信源のひとつとなっております「SNS」を活用して、その魅力を家族や友人、知り合いなどに広く拡散していただく仕組みを構築することとしてございます。これにより、さらなる誘客や大仙ファンの獲得にもつながるものと期待しているところでございます。

本事業の目標につきましては、スタンプラリー参加者300人と設定してございます。これは、本市で行われました一般的なスタンプラリーの実績を参考としたものでございます。

また、本事業は、項番3の「問題と課題」にあります事項を反映させた内容となっております。地域資源のさらなるPRと活用、シティ・プロモーションのさらなる推進、各地域の商店街等の活性化や今現在進行してございますけれども「農業と食に関する活性化基本構想」など、他の施策との連携を前提に、相乗効果が得られるような組み立てをしたいと考えてございます。

事業の概要につきましては、項番4に記載しております「イメージ」のとおり、参加者にはスマートフォン等を活用してスタンプラリーに参加いただきます。

専用アプリをインストールの上、市内の観光施設や商店街などを訪問し、そこに設置する「ARマーカー」という印がございましてけれども、その印を読み込むことで、スタンプマークを取得できるという非常にシンプルな内容を想定してございます。

そして、参加者がSNSを活用して、参加していない方に情報発信することで、情報をもらった方が興味を持ち、本事業に参加していくという仕組みを構築できればと思っております。

実施期間であります。秋の行楽シーズンが始まります9月から、各地域で冬の小正月行事が行われる2月までの6ヶ月を想定してございます。

テーマにつきましては、先ほど申し上げましたとおり各地域の文化財や史跡、自然、祭り、花火、温泉、酒蔵、商店街、小正月行事などとしてございます。

スタンプポイントとなります対象施設等でございますけれども、全体で20箇所を想定しております。商工団体や観光物産協会、各支所と協議を行いながら、各地域から2箇所ほど、祭り・イベントから4つ程度を選定したいと考えてございます。

賞品につきましては、一定のスタンプを集めた応募者の中から抽選で20名の方に「せんのぜん」の詰め合わせセットを贈呈いたしたいと考えてございます。これにより大仙市の物産振興にも繋がりたいということでございます。

本事業の特徴でございますが、先ほども申し上げましたとおり、「SNS」を通じて、その魅力を広く周知できるということが大きな特徴でございます。

通常のスタンプラリーですと、各地域の施設を巡って終わりというような内容でございますが、今回のデジタル・スタンプラリーでは、訪れた観光施設等で、オリジナル・フォトフレームというものがございましてけれども、それを入手できるという仕組みにしてございまして、その写真を参加者がSNSに公開することで、新たな参加者の獲得につながっていくという好循環が期待されているところでございます。

また、スマートフォンの機能を活用して、参加者の年代や居住地などのほか、いつ、どのような施設、もしくは祭りに行ったのかなどを分析でき、今後の観光ルートの開発などに活用できることもまた特徴となっております。

最後になりますが、本事業の位置づけでございますけれども、今年度は、対象と期間を絞って実証試験的に実施することというふうに想定してございます。

実施した結果、効果が期待できると判断した際には、来年度以降、本格実施に移行してまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（秩父博樹） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ないようですので、つぎに、まちづくり課所管の説明を求めます。

田口まちづくり課長。

○まちづくり課長（田口美和子） まちづくり課でございます。午前中は、魅力体験住宅をご覧いただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日出席しております職員をはじめにご紹介申し上げます。

まちづくり課参事、山信田恭弘です。

まちづくり班主幹、高山知洋です。

移住・定住総合支援室主査、佐々木彰人です。

西仙北支所地域活性化推進室主幹、遠藤隆伸です。

最後に、わたくし、田口です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、まちづくり課所管にかかる歳入並びに歳出予算について、お手元の資料ナンバー2「補正予算書（6月補正）」および資料ナンバー2-1「主な事業の説明書」に基づいて、ご説明申し上げます。

はじめに、資料ナンバー2「補正予算書」7ページと併せまして、資料ナンバー2-1「主な事業の説明書」の1ページをご覧願います。

歳出2款1項11目22事業「地域の魅力再発見事業費」につきましては、732万5千円の補正であります。

当事業は当初予算において、ご承認をいただいておりますが、このたび過疎地域等自立活性化推進交付金の採択を受けたことに伴い、国庫支出金として1,746万円を補正し、地域振興基金繰入金1,013万5千円を減額し財源の振替をするもので、歳入につきましては補正予算書7ページ、15款2項1目1節、過疎地域等自立活性化推進交付金と8ページ、19款1項1目13節、地域振興基金繰入金に記載のとおりでございます。

本事業は、西仙北地域の取り組みとして大沢郷宿にある雄清水・雌清水を活用して「わさびとレンコン」を栽培し、特産品化を目指すものであります。

当初予算では「新たな特産品開発事業」のみ予算措置されておりましたが、全体の事業計画で「安全安心に暮らせる地域づくり事業」として見守り隊活動や防災訓練等の実施及び「にぎわい創出事業」として地域資源の情報発信及び環境整備を含み、国に申請しておりましたので、増額補正と減額補正の額に違いが生じるものでございます。

なお、事業は「大沢郷地域おこし組合」を大沢郷集落会長会、雄清水を守る会、亀田街道を守る会、宿ファームの4団体で構成し、事業を推進するもので、農産物の栽培は主に宿ファームが担当いたします。

今年度事業開始いたしますが、実際に出荷できるまでは2、3年かかることから、継続して事業を推進できるように整備してまいります。

次に、主な事業の説明書2ページをご覧ください。

23事業「移住・定住推進事業費」については、300万円の補正であり、財源として、県支出金225万円を充当しております。

歳入につきましては、補正予算書8ページ、16款2項1目1節、市町村移住支援事業補助金225万円を補正するものであります。

事業説明書に戻りまして、4の事業の概要につきまして、今年度からスタートいたします「秋田県移住・就業支援事業」は、過度な東京圏域への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方創生推進交付金を活用したUターンやIターンによる起業・就業者の創出等を図ることを目的としております。

東京圏から移住して就業又は起業に至った場合に、県と市が共同で移住支援金を交付するもので、支援の要件といたしましては、①連続して5年以上東京23区に在住または東京圏在住で東京23区へ通勤していた方かつ②県が移住者を対象としたマッチングサイトに掲載した求人により正規就職した場合または起業した場合に記載のとおり交付する



ものであります。

今回の補正は対象1世帯につき最大100万円の補助をすることから、3世帯分を計上し、補正をお願いするもので、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ補助するものであります。

次に、主な事業の説明書4ページをご覧ください。

64事業、新規事業であります。「がんばる地域応援事業費」につきましては、127万円の補正であり、財源として、一般財団法人地域活性化センターの助成金である「がんばる地域応援事業助成金」を充当しております。

歳入につきましては、補正予算書8ページ、21款5項3目16節、がんばる地域応援事業助成金127万円を補正するものであります。

本事業は、地方創生に向け地域団体等が次世代の地域を担う若者や女性が活躍する地域づくり活動を自主的・主体的に実施する上で必要な助成を行い、地域・集落のコミュニティ機能の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と維持活性化を目指すものであります。

4.事業の概要ですが、神岡地域の児童生徒が生活環境や経済的な背景に影響されず、プログラミング学習の体験を得ることができるよう、興味を持った子どもたちがさらに学びを深めることができるように、地域の人々とともに学び、地域の活性化を図ることとしております。主に、児童生徒の学びを支えるメンター、いわゆる指導者等の育成やプログラミング教室の開催、学びの場の解放による自主学習の補助を実施することとしております。事業実施主体は神岡ICTラボ、内容は地域で支えるプログラミング教室実施のための人材育成、事業費総額134万9,800円、助成金額127万円、神岡ICTラボ負担額7万9,800円となっております。

次に、主な事業説明書5ページをご覧ください。

65事業、新規事業として「秋田キャラバンミュージックフェス2019関連経費」として629万3千円を補正するものであります。

秋田県横手市出身のシンガーソングライター高橋優氏の同フェスがこのたび大仙市協和にありますサン・スポーツランド協和野球場を会場に9月14日(土)・15日(日)の両日開催されます。1日8千人から1万人の集客が予想される当フェスについて市といたしましても、全国からの来場者に市をPRする絶好の機会と捉え、市独自の特色を活かしたおもてなしをして、盛り上げてまいりたいと考えているものであります。

補正予算の内訳であります。1つ目がフェスのエンディングに花火の打ち上げ39万1千円、2つ目はフェスのPR業務としてFMはなびに委託するもので、「速報秋田キャラバンミュージックフェス」は10日前からステージの話題や出店店舗の紹介及び天気予報などの情報を生放送します。「徹底特集」は特別番組として14日(土)、1日目の夜に高橋優氏をデビュー当時から知る音楽関係者をスタジオに招き、フェスを振り返り、またファンの声も紹介するというものでございます。「賑わし事業」は7月に高校生など10代の若者を対象として弾き語りコンテストを開催するもので、3事業合わせまして30万2千円の補正、3つ目は使用後の野球場の復旧経費であります。今回4回目となります同フェスですが、過去の例を伺いまして、大勢のファンが出入りした後の球場はメンテナンスが必要であり、200万円を見込み、合わせまして629万3千円の補正をお願いするものであります。

次に、資料ナンバー2、補正予算書の10ページをご覧ください。

歳出2款1項11目17事業「町内集落会館整備事業費」につきましては、900万円の補正をお願いするものであります。

協和地域にあります沼ノ上集落、川原集落、西集落が少子高齢化や会館の老朽化、さらに平成29年度の大雨災害により床上浸水の被害を受けたことから、このたび自治組織を統合し、下淀川北部集落自治会として活動することになっております。

今回、新たに防災も含めた拠点として集落会館を建築するにあたり、一般財団法人自治総合センターの助成金が採択されたことに伴い補正をするものであります。

歳入につきましては補正予算書8ページ、21款5項3目16事業助成金に「コミュニティ助成事業助成金」として1,150万円の補正をお願いするものであります。なお、1,150万円の内訳は、本事業に900万円、次に説明いたします「コミュニティ助成事業」の250万円。その合計として1,150万円の補正でございます。

次に、同じく補正予算書10ページ、歳出2款1項11目19事業「コミュニティ助成事業費」につきましては、250万円の補正であります。歳入につきましては先ほど説明いたしましたとおり、予算書の8ページ、21款5項3目16節に記載のとおりでございます。

本事業は、自治会などのコミュニティ組織が取り組む地域活動に必要な備品等の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展に資することを目的に、「一般財団法人自治総合センター」が主体とな

り、宝くじ社会貢献広報事業として実施されるものであります。

これまで、平成18年度から30年度まで25件、金額で5,130万円の事業が採択を受け、コミュニティ活動の促進が図られております。

事業の概要についてであります。西仙北地域「刈和野大綱太鼓」が採択され、「平釣り太鼓と台」を整備するものであります。昨年10月に申請を行っておりましたが、このたび助成額250万円の決定を受けたことに伴い、予算の補正をお願いするものであります。

以上、まちづくり課所管にかかる補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（秩父博樹） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ないようですので、以上で、企画部所管分に対する質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開時刻は2時といたします。

午後 1時53分 休 憩

.....  
午後 2時00分 再 開

○委員長（秩父博樹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、福田農林部長から挨拶があります。福田農林部長。

○農林部長（福田 浩） 審議の前にお時間いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日ごろより大仙市農政につきましては、皆さんからご協力いただきまして、本当にありがとうございます。

まずはじめに、7日の金曜日に、いぶりがっこの産地化協議会の記者会見が行われました。内容はさきがけ新聞に載りましたけれども、あれ以上のことはほとんどないわけですが、内容を申し上げますと、いぶりがっこの産地化につきましては、これから生産・商品販売部会と投資・計画部会の2つの部会を作って、いぶりがっこの産地化に向けて、進めてまいりますということです。また、記者会見の中では、従来の燻り

小屋を作る方式から燻りの機械を入れまして、工業化を図り、また大量重労働のところをフォークリフトを使ったり、さまざま使って、工業化を進めていくという内容のものでございました。また、新たにあらたな農業者ということで、5人の方が参加されるということで、例えば中仙の佐々木農場さん、それから伊藤農園といたしまして、商工会議所事務局長の伊藤さんのところですね、それから市議会議員の古谷武美さん、それからアグリフライトの大槻四郎さん、それから7日の日、産地化協議会で承認されました議員の佐藤育男さんと、5人の方が新たに農業者ということで産地化協議会の中に入って、いぶりがっこの産地化を進めるにあたって、協力していくという内容になっております。生産目標とか、さまざま記者から聞かれましたけれども、当初70万本から、当初の記者会見は50万本をはじめとして70万本、100万本を目指しますという話をしておりましたけれども、記者からも70万本くらいの目標ということで、どうなってるんですかという質問ありましたけれども、産地化協議会の方の記者会見の方の回答だと、最初は30万本あるいは小さい単位で進めまして、最終的には70万本、100万本という目標は達成したいという話でございました。そういう内容でございまして、市の役割としましては、生大根の生産、工場に入る30万本といえば30万本の増産、100万本といえば100万本の増産という感じで、生大根の生産の拡大について市は頑張っていくということでありまして、これは当初から変わっていない姿勢でございます。

いぶりがっこの方は、そんな感じの内容でございました。

それから先週、濁水の件で新聞等に書かれてありましたけれども、現在のところでございますが、まず営農を続けることができなそうなところ、これが協和の水沢のところでは1.6ヘクタール。それから白岩で0.2、2反歩という調査結果になっております。またこれ継続して見ていくわけでございますが、あと稲沢の方で1.5ヘクタールにつきましては、水稲でなくて、これから大豆に転作していくということで伺っております。また、今日明日あたりは一雨来るかもしれませんが、水管理で難儀しているところが、やっぱり稲沢、水沢あたりで、6ヘクタールぐらいございます。ここの地区、私も支所と一緒に回ってきましたけれども、やはり水を河川に頼っているところ。で、その河川がまず、ほぼ枯れている状態でございます。それから、水はその沢水に頼っているところは、同様に枯れておりますので、どっから持ってくるのもできない状態でございます。あれば、ポンプでも、なんでもやるんですけども、ちょっと水が無いという状態ではございました。流れててもチョロチョロぐらいで、稲沢の方はチョロチョロぐらいで

流れてましたけれども、ちょっと汲み上げるにはなかなか難しい状態でした。  
今現在はそういう状態でございます。

本日、委員会で審議をお願いいたします案件は、森林環境税等の単行案と、それに伴う補正案でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（秩父博樹） ありがとうございます。

つぎに、農林部所管の議案審査に入ります。

はじめに、議案第71号「大仙市森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。斎藤農林整備課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 議案第71号「大仙市森林環境譲与税基金条例の制定について」説明いたします。

資料ナンバー1、議案書8ページと9ページをご覧ください。

第1条の設置であります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業の財源にあてるため、大仙市森林環境譲与税基金を設置するものであります。

基金にかかる内容につきましては、お配りしております参考資料で説明させていただきます。参考資料の1ページをお願いいたします。

左側上段の囲いをご覧ください。

森林環境税等の法律につきましては、平成31年3月29日に交付され、森林環境譲与税は、同年4月1日に施行となっております。森林環境税においては、令和6年の施行であります。森林環境税は、国民全体で森林を支える仕組みのための税制度であります。

賦課徴収につきましては、個人、住民税均等割徴収合わせて一律一人当たり年1千円でございます。

森林環境譲与税につきましては、今年度より贈与されます。その割合として、譲与税の10分の9に相当する額を市町村に、10分の1を都道府県に譲与されるものであります。制度創設当初は都道府県の役割が大きいとして、今年度から3カ年は市町村が10分の8、その後令和15年度に10分の9になるよう段階的に移行となります。

条例第2条、基金の額にかかる譲与税額の積算として、市町村ごとに私有林人工林面

積を50パーセント、林業就業者数を20パーセント、人口を30パーセントで按分されます。按分された大仙市の譲与税予定額が囲いの数字であります。

令和元年度は、2,342万円の予定でございます。

次に、条例第3条、基金の用途につきましては、法律で定められており、所有者の意向調査、間伐、路網整備、人材育成、木材利用促進、啓発等であります。

大仙市の譲与税のかかる用途につきましては、この後、議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」で説明させていただきますが、大仙市においても譲与税の一部を積み立てし、後年度の事業に充当したく考えております。このため「大仙市森林環境譲与税基金条例」を制定するものであります。

以上、議案第71号「大仙市森林環境譲与税基金条例の制定について」説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（秩父博樹） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（秩父博樹） 次に、議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。斎藤農林整備課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、農林整備課所管分について、ご説明申し上げます。

内容説明に入ります前に、誠に恐れ入りますが、資料の修正をお願い申し上げます。

資料ナンバー 2-1「主な事業の説明書」9ページをお願いいたします。ページ下段の「令和元年度事業概要」の表があります。表中、項目、金額、内容の列がありますが、内容の列の下から3行目に米印で「大曲地域の松倉地区」と書いてありますが、正しくは「神岡地域の小沢山地区」であります。修正について、お願い申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

説明に入らせていただきます。

資料ナンバー 2の「令和元年度大仙市補正予算（6月補正）」と只今、修正していただきました、資料ナンバー 2-1「主な事業の説明書」、また参考資料により説明いたします。

資料ナンバー 2「令和元年度補正予算（6月補正）」12ページと資料ナンバー 2-1「主な事業の説明書」9ページをご覧ください。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、20事業「森林経営管理制度事業費」新規事業でございます。

2,342万円の補正をお願いし、補正後の額を2,342万円とするものであります。財源の内訳といたしましては、一般財源であります。議案第71号「大仙市森林環境譲与税基金条例の制定」でご説明いたしました、森林環境譲与税2,342万円の充当事業でございます。

資料ナンバー 2-1「主な事業の説明書」をご覧ください。

1の事業の目的でございますが、「森林所有者と意欲のある林業経営者をつなげ、経済的に成り立たない森林については市町村自ら管理を行う」ものであります。

2の実行であります。昨年「森林経営管理法」が成立し、事業の実施にあわせ平成31年3月29日に「森林環境税及び森林環境譲与税法」が公布されました、森林環境譲与税を活用しながら、新たな森林管理システムを運用するものであります。

主な事業の説明書の3と4等につきましては、お配りの参考資料の1ページで説明させていただきます。資料をご覧ください。

資料、右、上段「新たな森林経営管理制度」の囲いがあります。制度の概要であります。自ら経営・管理できない森林所有者の森林を市町村が集約し管理して行くものでございます。

はじめに、大仙市の森林の現況について、説明させていただきます。

下段、左の囲いをお願いいたします。

現在、大仙市民有林のうち人工林の面積は18,481ヘクタールであります。うち87パーセントの16,058ヘクタールは森林経営計画が作成済みであります。黄色で塗りつぶしの2,423ヘクタールが未作成であり、本事業の対象となる面積でございます。

恐れ入りますが、再度、資料右、上段のフローをお願いいたします。

フローの左側ですが、森林所有者に対し、意向を調査・確認し、所有者から管理委託を受けた場合、市町村は採算性のある森林については、森林組合等の「意欲と能力のある林業経営者」に再委託する①のパターンと、採算性がなく林業経営に適さない森林につきましては市町村自ら間伐等の管理を行う②のパターンに分けられます。

市町村が行う事業の②パターンの業務に対し「森林環境譲与税」を充当することが出来ます。

参考資料、下段、中央の囲いをご覧ください。

今次定例会の補正でお願いする事業概要であります。

今後、大仙市が本事業を進めていく上で、基礎となる図面等の整備・作成と基礎調査委託に168万5千円、また、大仙市全域を対象とした森林の現状調査や要整備箇所の把握、年次計画書等の作成委託に500万円、今年度の調査対象面積、60ヘクタールの所有者に対し、森林管理の意向について、アンケートや聞き取り等の調査を行う意向調査委託に594万円でございます。

1番と2番の調査委託につきましては、大仙市全域にかかる委託でございます。委託の単価につきましては、県で示す単価を使用しております。

委託業務のうち、意向調査につきましては、森林経営計画未作成の面積2,423ヘクタール全体を15カ年で調査することが、必須の取り組みとなっております。

委託業務の事業費の計が1,262万5千円となります。

森林環境譲与税の配分見込みとの差、1,079万5千円につきましては、後年度における事業に要する費用に充てるため、基金に繰り入れたく考えております。

また、意向調査の60ヘクタールの位置につきましては、参考資料の2ページ、お願いします。

資料の見方といたしましては、緑色が国有林でございます。赤の実線につきましては、民有林でございます。そのうちオレンジの塗りつぶしが経営計画作成済みでございます。本事業で対象となる2,423ヘクタールの未作成箇所につきましては、赤の実線



のうち、オレンジ色で塗られていない白地の地域であります。縮尺が大きすぎまして、大変申し訳ございません。

以上、議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、農林整備課所管分につきまして、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申しあげます。

○委員長（秩父博樹） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 大した良い事業だと思うんだども、実際に市町村さ森林管理を委託することになるべども、結局事業をやるっていえば市でやるわけだね、当然森林組合とか業者を使うことになるんだども、現段階で森林組合さ事業任せれば山タダなるんだな。今の状況を見れば。正直言って。余りにも安いっていうが、労務費が高いっていうが。したがらよ、おらほさ来るに15年もかがれば、俺いねがもしれねども。やっぱり、その都度よ、入札っていうが、高い業者にやってもらうんだ方向なおんだが。それとも基本的に森林組合さ頼むとといったことになるんだが。

○委員長（秩父博樹） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） まず調査をいたしまして、そのこの地区が、計画が組めて、森林組合等に委託できるところであれば森林組合等に委託すると。で、森林組合だけでなく、経営管理の委託となる業者につきましては、経営管理者登録一覧ということで、秋田県の方に登録されている業者になります。所在が大仙市であれば、西森林組合、また協和町の協和土建さん、それから合資会社の佐々木林業、南外さんでございます。仙北地域であれば、東森林組合、堀川林業、門脇木材ということで、これらの登録なったところで入札いたしまして、お願いするようなかたちになります。森林計画が組める①のパターンであれば、で、②のパターンのととも業者の方で受けてくれないというところであれば、市の方で直接工事といいますか、路網等に含めては発注とか市の方で事業主体となってやる予定でございます。

○委員長（秩父博樹） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 実際、その登録さねば、今までの時代だから登録さねば誰でもかかれも出来るというわけでもね、わがらねわけでもねども、実際に現段階で山を今売りたいと、実際にだで、全然森林組合って話にならねんだな。あまり安くて。例えば、間伐するといっても1町歩20万円の補助金来るっていったって、20万円もらいでくて、その森林組合さやれば山空なってるんだな。間伐でね皆伐さ近い山なってるんだよ。して10年後にまた補

助金もらって切るっていったって、もうその時になんもあでねんだな。して間伐して実際に切ってもらえば20万円欲しいっていったって、その間伐して材料が不足なればその20万円を削るんだ、今度。実際に、作業班で足りねどって。20万円手元さこねわけよ、1町歩で。やることはすばらしい、俺別に反対するつもりはねえよ。俺もなんとがしてやっていぎでなと思って、俺の山も含めてそう思ってる一人だども、実態は非常にひどいんだよ。安くて売るも買うもならね状態だ。杉林も50年、60年なった杉林がよ、ゼロだ、ゼロ。俺は、業者もうげねばでぎねじわがるって言ったって、森林組合って、どごで、森林組合の経営は毎年黒字だぎよ。黒字でいいんだどもよ、赤字になれとは言ってねども。実際に山主さ金の落ちるような、そういった制度、あるいはそういった作業であればいいんだども、実際に60年も下刈り十何年もやって、しじ難儀して、やっと育ててよ、途中で自分で間伐したりなんだりしたって、実際に売るっていえば、もうゼロさ近い金額なってるんだよな。今言ったその3人の業者の名前聞いてれば。わりども。現段階でだよ。このあとなんとなるんだが俺わがらねども、もっと山主さ金の落ちるようなことやってもらえればありがたいなと俺は思ってる。わりどは思ってね、大変いいごどだ、例えば道路も路網の整備といえ、当然辺鄙なところっていうが、人のいへの山いがねばいがれねどがって、いろいろあるらしいが、それはそれで大したいいごどだども、実際に道のそばだって、安くて、して間伐やれやれって、皆伐でねくて間伐すれっていうんだ森林組合さいげば。ということは、自分たちで儲けねばでぎねくてだぎよ。その材料どごさいぐがっていえば、みんな門脇の、この前我々委員会で行ったチップさ行ってるなだぎよ。したがら、システムどごがおがしなでねがなって俺思いある、正直、山の事業って。これ、悪いわけでねよ。いいで。別にそれでいいんだども、実際の山主さ金の落ちるような政策して欲しいもんだなというお願いだ。

○委員長（秩父博樹） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 今、委員のご指摘のとおりのこともお聞きしておりますけれども、今回意向調査のための基礎資料作成業務、または地域林政アドバイザー業務ということで、全域を1回調査した上で、それぞれの団地について、各年度、各年度、15年掛けて委託をかけていきます。委託を全部終わってから事業をするわけではなくて、路網整備等、その後を追っていくようなかたちでやっていきたいなと思っておりますし、1番と2番の委託の中で当然市の方も関わってまいりますので、その所有者の方とそれぞれ管理経営の設定、委託を結ぶ段階で、やはり金額がでてまいりますので、そこら辺はまずその大仙市の業者、または仙北市の業者、全県の業者に開きがないようなかたちで、我々も少し見ていきたいと

思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（秩父博樹） ほかにございませんか。はい、橋村委員。

○27番（橋村 誠） 基本的なこと聞くども、森林所有者に対する意向調査、これって全部さやるの。山林所有者の名簿見て。

○委員長（秩父博樹） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 意向調査につきましては、2, 423ヘクタールに対して15カ年に分けて、2, 423ヘクタールのうち今年60町歩やらせていただくということで要求させていただいてますけれども、残り14年で平均すれば170町歩なります。ただ、170町歩でなくて、例えば300町歩のときもいろいろありますけれども、まずこの調査をした上で所有者が預けてくれる意向があるかないかということを確認しなければいけないので、必ずその所有者に対しては調査を行うことが前提でありますので、ただ先ほどもちょっと話しましたがけれども、全部意向調査終わってから事業やっては、15年で終わらなきゃいけないので、終わったところについては、何ができるかということも含めて意向調査あとを追うようなかたちでハード、または支出の中の使途について進めていきたいという考えであります。

○委員長（秩父博樹） はい、橋村委員。

○27番（橋村 誠） それは大仙市全部の山林。

○委員長（秩父博樹） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） そうです。2ページのところにあります民有林の今経営計画組まれていないところについて、すべて調査していくという事業でございます。

○委員長（秩父博樹） はい、橋村委員。

○27番（橋村 誠） 経営計画組まれているところって、誰経営計画立てたやつ。それ森林組合で。

○委員長（秩父博樹） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 主に森林組合の方で、今大仙市の中で70パーセントほど組んでますけれども、組める業者としましては、先ほどもちょっと話しましたが、佐々木林業さんとか、それから協和土建さんという登録なった方が組めるということでございますので、そこで委託の入札は応募してやってもらいたいというふうには思っています。

○委員長（秩父博樹） はい、橋村委員。

○27番（橋村 誠） というのは、今山林ってほとんど相続してねんだよな。だから誰の山

だがわがらねんた山いっぺあってよ。例えば、俺の家も山いっぺ持ってるんだども、あどいらねがらよ。けるって俺は。山ってんだおの。ほとんど使ってねし、相続もなんもしてね山っていっぺあるんだよな。俺死ねば相続だってなんとするがわがねおの。逆にいえば、こっちがらでねくて、こういう山持ってで、いらね人いねがって宣伝した方が一向に、出てくるんでねの、やってけれどが。そっちの方が、十何年もかけてやってるうちにあどみんな死んでしまうで。山持ってる連中なば。これ国の方のあれだが。

○委員長（秩父博樹） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 国の制度といたしますか、国の方で新しい税として令和6年から課税して、その前倒しで今年度からいただいています。やはりその経営管理計画組んでないところについては、やっぱり荒れているということで、荒れているとすればやっぱり災害とかなんかいろいろリスクがあるということで、例えば管理してくれるところがなければ行政としてやらなきゃいけないでしょという話の中で、こういう制度が始まっておりますので、国の方でまず出た制度でございます。

○委員長（秩父博樹） はい、橋村委員。

○27番（橋村 誠） 大したありがたいことだども、実際問題として山なんてなば、どこの山だがわがねやついっぺあるがら、なかなか大変だど思うっしょ。

○委員長（秩父博樹） はい、課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 今のその相続の関係も含めてなんですけれども、やっぱりこの経営管理制度の法律、去年なったっていう大きな意義として、やはりその相続、または所有者不在の森林が多いということで中々進んでいかないと。例えば、その対象の奥の方にある山林については、この事業進めてもらいたいんですけれども、手前にある人の所有者が中々同意しない場合どがってあるもんですから、そういう場合について、やはりその共有不明者の森林の取り扱いだどが、所有者不明、または不同意の取り扱いということも、その法律になっておりまして、ある程度その例えば不同意の場合については、意向調査の中で回答して不同意またはそういう意思が見られた場合、同意の勧告ということで、まず期間2ヶ月間公告してですね、その後市が経営管理権を設定するのが妥当か否かというのを県の方で裁定してもらおうと、それが裁定としてみなした場合、同意みなしということで事業進めれるということがありますので、そこら辺がこの制度の一步進んだ考えなのかなと思いますので、相続ができる出来ないというのはまた別にしても、この事業が所有者の不明または不同意の場合でもこの事業について状況を考えながら進めていけるということでございますので。

○27番（橋村 誠） 了解です。分かりました。

○委員長（秩父博樹） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） 以上で、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

以上で、農林部所管の審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開時刻は、40分を目処に再開いたします。

午後 2時33分 休 憩

.....  
午後 2時40分 再 開

○委員長（秩父博樹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、高橋経済産業部長から挨拶があります。高橋経済産業部長。

○経済産業部長（高橋正人） 企画産業常任委員会経済産業部の委員会審査にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

新年度になり2カ月、そして令和という新しい時代を迎えて1カ月が過ぎました。今年度から観光交流課が、観光課と交流課になり、経済産業部各課におきまして、あらためて一丸となって事業に取り組んでまいります。

今年度の主な事業といたしましては、企業商工課におきましては、新たな工業団地の整備につきまして、先日プロジェクトチームを立ち上げ、この後本格的に取り組んでまいります。

観光課におきましては、花火産業構想第Ⅱ期が始まり、それぞれの事業を進めてまいります。

交流課におきましては、この後補正予算の説明をさせていただきますが、台湾新北市中和区との新たな交流に取り組むとともに、座間市や宮崎市、そして宮古市との交流をさらに深めてまいります。

委員各位におかれましては、これらを含む多くの事業にご指導ご協力を改めてお願い申し上げます。

最後になりますが、本日は観光課の条例改正及び交流課の補正予算について、この後担当課長よりご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○委員長（秩父博樹） ありがとうございます。

つぎに、経済産業部所管の議案審査に入ります。

はじめに、議案第70号「大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木観光課長。

○観光課長（鈴木正人） 議案第70号「大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

資料ナンバー1の議案書7ページをご覧ください。

本案は、大仙市八乙女温泉さくら荘の日帰り温泉機能を隣接する大仙市八乙女交流センター内に移行するため、所在地を変更するものであります。

八乙女温泉さくら荘は、平成3年の設置から28年が経過し、施設の老朽化が著しいことから平成29年3月に策定された大仙市公共施設等総合管理計画に基づき、同じ源泉を利用する大仙市八乙女交流センターの浴場を活用し、日帰り温泉機能を維持するものであり、第1条では、所在地を現行の地番から、八乙女交流センターの地番に変更するものであります。

また、別表では、これまで他の市の温泉施設よりも低く設定されていた入湯料を他施設と同額の1日につき、おとなが520円、こどもが260円にするとともに、移行後の交流センターが冷暖房完備であることから休憩利用料金についても、見直しを図り、1日につき260円とするものであります。

なお、この料金は、利用料金の上限を示すものでありますので、実際の利用料金は、指定管理者が市長の承認を得た上で金額を決定しております。

施行期日は、令和2年4月1日となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（秩父博樹） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、富岡委員。

○8番（富岡喜芳） 料金表ですけれども、指定管理者が徴収する場合は、大人300円、子ども150円というような、この決定はいつ分かるんですか。

- 委員長（秩父博樹） はい、鈴木課長。
- 観光課長（鈴木正人） 指定管理につきましては、来年4月1日より新たな指定管理者に指定管理を委託することになります。その際には現在の八乙女交流施設の方と八乙女温泉が、その温泉機能を交流施設の中に含まれますので、そういったところで市の方と協議することになる予定であります。ただし、仮に今現在と同じ指定管理者と契約するというふうに至った場合は料金については、300円ということで今協議を進めてまいります。以上でございます。
- 委員長（秩父博樹） ほかにございませんか。はい、渡邊委員。
- 副委員長（渡邊秀俊） そっちさ移ってからの現行の建物はなんとする。
- 委員長（秩父博樹） はい、鈴木課長。
- 観光課長（鈴木正人） 今現在のさくら荘であります。大仙市公共施設等総合管理計画におきましては、平成32年度に取り壊すというふうな計画となっておりますが、財政等の事情がございますので、今後協議を進めながら適切に進めてまいりたいと思います。
- 委員長（秩父博樹） はい、渡邊委員。
- 副委員長（渡邊秀俊） こういう計画よくでるんだよな。古しいじは、銭子ねくてそのままにしておくというよな。んだども、あそこ目立つ場所なんだよな。例えば、スポーツ結構やってるがら、ちょっと中改造して休憩所にするどが、あのまんまにしておけばすぐ荒れで、ほごす銭子もねえじがというふうなふうに、必ずなるがらよ。なんか、2年どがで、利用価値が、休憩所を開放してもいいねが、別に。スポーツのあれ来たどぎに。ただ閉鎖して2年度まで銭子ねんて待ってけれでは、して恐らく2年度なっても予算つかねんて、もう少し待ってけれってなるべがらよ。そういういじゴロゴロどしてあるんだよな。それを、ちゃんと新しいじやるんだったら、古しいじをどうするかとセットで考えてもらわねば上手くねど思っ。恐らくそのころなれば、担当者変わって、以前の担当者から引継ぎありませんでしたって、困るべがらよ。ちゃんともう少しその現況の建物を。この件ばりでねぐ、新しい事業やる時は古しいじをなんとするが、両方セットで予算を立てるように部長、お願いします。
- 委員長（秩父博樹） はい、高橋部長。
- 経済産業部長（高橋正人） 渡邊議員おっしゃるとおりでございます。一度その期を逃がしてしまうと、ズルズル行ってしまうという可能性もございますので、まずは計画

通り廃止という方向でまずは進めながら、今ご提案ありました休憩所としての利活用、そういった点も合わせて検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（秩父博樹） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（秩父博樹） つぎに、議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。高橋交流課長。

○交流課長（高橋 進） 議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」の交流課所管分について説明申し上げます。

交流課所管の補正予算につきましては、資料ナンバー2「令和元年度大仙市補正予算」の10ページと、資料ナンバー2-1「主な事業の説明書」の10ページになりますが、事業説明書で説明させていただきたいと思いますので、事業説明書をご覧願ひします。

2款1項10目44事業「国際交流事業費」につきましては、台湾新北市・中和区と本市との交流促進に関する基本合意に係る経費として、1,332万円を補正し、補正後の額を1,730万7千円とするものであります。

事業説明書の「2. D o」の部分になりますが、台湾新北市・中和区との交流につきましては、これまでの民間団体の交流として大曲青年会議所と中和国際青年商會が姉妹協定締結30周年となっております。また、平成27年から数回、太田の火まつり実行委員会が、台湾新北市で開催されている、太田の火まつりと同じ紙風船を上げるお祭り「平溪天燈祭」において紙風船を上げるなど、大仙市をPRしております。



これら交流のほか、昨年8月と今年2月には市長が新北市政府と中和区公所を訪問し、新北市副市長や中和区長と面会、様々な分野での相互交流の申し入れを行っております。

その後、今年度に入りまして、4月8日に大曲エンパイヤホテルで開催されました、大曲青年会議所と中和國際青年商會との姉妹締結30周年記念式典、並びに4月10日に山の手ホテルで開催しました市と市議会による「中和國際青年商會の歓迎会」を弾みに、交流促進に関する基本合意に向けて大きく前進するきっかけとなり、現在、新北市政府秘書課と中和区公所秘書室と電子メール等で連絡をとり、8月に基本合意できるよう協議を進めているところであります。

今回の補正予算の概要につきましては、「4. Act」になりますが、8月18日に中和区において開催される大曲青年会議所と中和國際青年商會との姉妹締結30周年記念式典の翌日になりますが、19日（月）に新北市中和区と本市との交流促進に関する基本合意に係る関係予算を計上するもので、市長はじめ関係職員、市議会議員の皆様及び学校長等、想定40人の訪台などに係る旅費、このほか、新北市内のホテルでの開催を見込んでおります、基本合意書調印式並びに記念祝賀会開催に係る委託費、また、新北市・中和区と本市との交流促進に賛同・応援する団体等で、なおかつ秋田空港発の台湾定期便等を利用して、新北市で開催する記念行事に出席していただける方々、想定60人分の往復航空運賃に対する補助金などを補正しようとするものであります。

新北市ではこれまでの教育方針として、学習、行動、尊厳、革新、国際化など5つのテーマをもとに、未来を切り拓ける優秀な若者を育て「次なる世界のリーダーを世に送り出す。」という目標を掲げて教育を進めてこられ、新北市からは大仙市の教育分野に興味を持っていただいていることから、教育分野を中心に文化、スポーツ、観光の分野での交流促進についても協議・検討しているところであり、基本合意により、来年度以降、様々な交流を展開していくことができるよう取り組んで参りたいと考えております。

最後になってしまいましたが、新北市は台湾の北部にあり、台北市を取り囲むように位置しております。中和区は新北市にある29区の一つで人口は40万人を数えます。また、新北市は今年4月下旬に人口400万人に到達し、大仙市の人口の約50倍となっております。台湾では台北市が有名ですが、新北市は、その台北市より100万人以上も人口が多く、台湾の中で最も人口が多い都市であります。交流相手先の人口が多ければいいというものではないかもしれませんが、これらの市あるいは区と交流促進に関する基本合意を調印することは、大仙市としては大きな出来事になると思われま

す。

ある大学教授は、新北市は商業の発展に力を入れたことで、多様な雇用機会が創出され、人口増につながったとの見方をされております。人口が減り続けている大仙市にとって、人口規模が全く違い、右肩上がりに人口が増え続けている新北市と、これまでの縁を大切に、今後さらに結びつきを持つことは、大仙市にとって必ずや将来的に多方面でプラスになると思っております。

以上、交流課所管の補正予算に関して説明させていただきましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（秩父博樹） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、渡邊委員。

○副委員長（渡邊秀俊） 目的が交流促進に関する基本合意書の締結とあるども、具体的にどういう基本合意になるんだ。具体的って、大まかに。

○委員長（秩父博樹） はい、高橋課長。

○交流課長（高橋 進） 当初は友好交流都市というかたちで最初から締結を考えましたが、あまり交流する年月が浅いということで新北市の方からは、いきなり協定締結ということじゃなくて、基本合意をというかたちにしてほしいという申し入れがございました。その中で、我々としては、この後どういう交流をしていけるかということで、例えば中学生あるいは教師の相互派遣交流ですとか、スポーツ少年団の派遣、あるいは大仙市の中学校の音楽が大変優れておりますので、音楽交流、あるいは500歳野球がありますので、あちらの方で500歳野球のチームを編成できるか分かりませんが、そういった部分での交流をしていければと今現在では考えておりました、そこを今あちらに投げかけて協議をしている最中でございます。

○委員長（秩父博樹） はい、渡邊委員。

○副委員長（渡邊秀俊） こっちは一生懸命周波送ってるども、向こうの反応、本当にいいなだべな。今もちょっと不安なような答弁あったどもよ。

○委員長（秩父博樹） はい、高橋課長。

○交流課長（高橋 進） 実際のところ、私が直接あちらと協議できてなくて、今交流課におります台湾の国際交流員が翻訳して、あちらからも翻訳してやってるわけで、ちょっとあちらの意図が確実に伝わってこない部分もありまして、そこら辺はちょっと、事前協議で一度台湾にお邪魔したいと考えておりますので、そこである程度は煮詰めれる

のかなというふうに思っております。

○委員長（秩父博樹） はい、渡邊委員。

○副委員長（渡邊秀俊） こういう交流は、どっちもウインウインでねば長く続がねんだよな。んだがら向こうがあまり乗り気でねやぶ、こっちが一生懸命でもうまぐねべし、やっぱりお互いの気持ちが一緒なんねばよ、ずっと続けていがねばねべがら、そこあたりしっかり確認とって、時間もあまりねべがらよ。行ったっけ、空手形で戻ってきたということのないように。

○委員長（秩父博樹） ほかにございますでしょうか。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） これ大した良い事だど思ってるんだども、この1, 300万、当然我々議員団の旅費も入っていると思うども、議員団は話きげば全額支給してくれるということで、一般の人は3分の1ということなんだっしべ。そうだっていえば、それでもいいんだども。これって、目的はいろいろあっていいんだども、市民の皆さんから理解もらえるもんだべが。1, 300万もかけでよ、新北市さ行って、基本合意の協定することはいいんだども、市民の皆さんなんという反応示すおんだべな。ましてや全額我々は税を使って行くということについて、どういった反応示すもんだべなという思いもあるんだども、そこら付近なんと思ってるおんだっしか。絶対大丈夫だど。我々以外は3分の1の補助で、おれだは全額補助ということなれば、市民の感覚からいげばどうなもんだべな。大した議会さ敬意を表した言い方だったかもしれねけれども、そこあたりなんたおんだべなという思いがちょっと、チラッとな。誰もまだこれ市民さ問いかけだこともねし、なんも喋ってはいねんて、なんとも言ってねども、実際その後によ、市民の声として、いろんな声出てこいば、なんたおんだべなと思っ、市当局ももちろんだし、我々議員に対しての風当たりもそれなりのものがあるのでないのかなと。いやいや、これ大丈夫だんて、全額用意する、出してけるんだがらあんでけれど、行ってほしいということであれば、それはそれでわがらねわけではねんだども、ちょっとそのあたり一抹の不安を感じるころもあるな。実際に、例えば2月に行った時、別の会派では政務活動費で行ったし、我々も3人は実費で行ってるがらこれは誰にも後ろ指指されるもんでねど思ってるんだども、こういった事業でよ、全額市で出して行くということは如何な、別に反対するつもりはねえよ、逆に我々に対しての風当たりと当局に対しての風当たりもあるもんでねのがなと思っ、ってだった。

○委員長（秩父博樹） はい、部長、お願いします。

○経済産業部長（高橋正人） 確かに鎌田議員のおっしゃるとおり、対市民に対してはしっかりと理由付け、説明が通らないことには、今おっしゃられたことになると思います。まずはこういった、台湾新北市中和区と、大きいところとこの後交流を進めていくと、さっき渡邊議員おっしゃったとおり、しっかり相互の思いが繋がって交流しないと長続きもしないと。その交流締結、基本合意の締結ということになるかと思うんですけど、これはやはり市としての大きな公式行事だと思っています。そういった点に関しては、やっぱり職員もですし、議員各位におかれましても、やはりその責務を負って向こうに渡って交流のための行事に参加して、さらにその場での交流もしてくるということになると思います。今後の教育だったり、観光、スポーツ、関係人口の交流、構築にもなると思いますし、何年かかるかわかりませんが、最終的にはそういった経済交流まで発展できればというようなところもありますので、その皮切りとなる正式な行事というふうに考えていただければ、やっぱり議員各位も、そして市の職員も参加する意義があるのかなというふうに感じておりますので、そこら辺を市民に伝わるように、そしてその交流の内容についてもしっかりと伝わるように周知していく必要があるのかなと、そこが分かっていたいただければ大丈夫なのかなというふうには感じています。

○委員長（秩父博樹） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） いいように解釈すれば大したそのとおりでございな。ただこの青年会議所との絡みでこういう状況下になったことなんだども、これ別に悪いとは思ってねんだども、青年会議所って、大仙市で会員何人いで、あるいは正直いって旧大曲市の若い人たち中心にして頑張ってきたことだべがらよ、それはそれでいいごどなんだども、せばあんまり参加してね、青年会議所さ参加してねっていうが、会員なってね人たちの地域から見れば、ちょっと理解せねどごろいっぱい出てくるんでねがなという思いもあるわけよな。したがら、きちんとした理由付けというか、目的はもちろんだども、地域に対してもきちんとした説明していかなければ中々皆さんから理解せねのでねがなと思って危惧してるんだども、大丈夫だっていえば、大丈夫だがもしれね。

○委員長（秩父博樹） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） 確かにその青年会議所、向こうの青年商會の交流というのが、やはり青年会議所になりますと大曲地域というのが濃いわけですが、あくまで大仙市、そして中和区との基本合意の提携というのは、それはきっかけとしたもので、それを発展させたものではないので、そこら辺が誤解を招かないような説明をしなくて

はいけないなというふうに感じています。ありがとうございました。

○委員長（秩父博樹） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） そうすれば、以上で、質疑を終結いたします。なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

以上で、経済産業部所管の審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開時刻は、3時15分とさせていただきます。

午後 3時05分 休 憩

.....  
午後 3時13分 再 開

○委員長（秩父博樹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第75号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（秩父博樹） 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件についてをお諮りいたします。

お手元に配付いたしました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○委員長（秩父博樹） 次に、委員派遣の承認要求についてお諮りいたします。

7月30日から8月1日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長に対し、委員派遣の承認要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秩父博樹） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これを持ちまして、企画産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 3時14分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 秩 父 博 樹